

第18回コーデックス一般原則部会の概要

日 時： 平成15年4月7日～11日
 場 所： フランス、パリ市
 参加者： 152名（47カ国、30国際機関）

今回の会議での主な議論の結果は、以下のとおり。

1. リスク分析

- a) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案（ステップ6）

第24回コーデックス総会（01年）において、「リスク分析のための作業原則」（リスク分析の目的、適用範囲等を規定）については、03年までにコーデックス内部向けの作業原則をまず完成することとなった。その後、鋭意作業が進められ、主要な対立点は全て解消し、昨年の執行委員会でステップ5に進められた。

消費者の健康保護及び公正な貿易の確保に配慮するとともに、必要に応じて予防措置をとりうること等が盛り込まれた作業原則案となっている。

議論の結果、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正する等の若干の修正を加え、ステップ8として、本年6月の総会に進めることが合意された。

- b) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案（ステップ3）

加盟国向けの原則についても、コーデックス向けに引き続いて作成することとされ、昨年の執行委員会で新規作業として承認された。提示されている事務局案は、コーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた原則案となっている。

主要な議論は、以下のとおり。

(1) 議論の進め方

以下のような意見があった。

- ・ 各国向けの原則案については、コーデックス向けをベースにした本原案の検討を進めるべき。（EU諸国、カナダ）
- ・ 各国政府がリスクアセスメントを適用する際にもっと有用なガイドラインを作成すべき。（米国、豪州）、
- ・ 一般的な原則を作成することとして、必要に応じてガイドラインを作成すべき。（ノルウェー、日本）

(2) 予防措置

予防措置については、重要なリスク管理の選択肢の一つであるとの共通認識ではあ

ったものの、

- ・ 各国が予防措置を適用するためのガイドラインを作成すべき (EC ほか欧州諸国)
- ・ 予防措置の概念は SPS 協定に既に規定されているため、ガイドラインを作成する必要性がない (米、南米諸国等)

との意見の対立があった。

(3) ワーキンググループ

Codex で検討するためのワーキンググループの設置の必要性についても議論となつたが、開発途上国の参加がない (米、南米諸国等) 等の理由から設置は見送られた。

結局、原案はステップ 2 に差し戻しとなり、今回の議論や今後の各国からのコメントを踏まえ、他の部会等で検討している関係作業との重複を避けるとともに、FAO や WHO で行われているリスクアセスメントの実用的な適用を含めた作業の検証を行いつつ、事務局が原案を修正することになった。

2. 食品の国際貿易のための倫理規約の改訂案 (ステップ 3)

国際食品貿易に関する倫理規約 (1978 年制定、85 年改正) について、WTO 協定 (SPS 協定、TBT 協定) 等における議論を踏まえて改正しようとするものである。

今回の議論では、検討を進める前に現行の code の不明確な点について議論をすべき (米国、豪州、チリほか)、開発途上国に考慮すべき (チリ、ボリビアほか) 等の意見があった。時間的制約から、ステップ 2 に差し戻しとなり、今回の議論を踏まえて事務局が修正案を作成し、次回会合で議論することになった。

3. 地域経済統合機関の加盟問題について

EC 等地域経済統合機関の加盟問題については、昨年の一般原則部会で様々な疑念が呈されたため、FAO 憲章・法律事項部会が検討を行いその報告書が出された。今次部会では、当該報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案について議論された。

米国から、「メンバー機関と加盟国はその権限の範囲内で議論に参加する」等の修正提案がなされたが、EU 諸国から「このような最終時点での修正提案は理解できない」等の反対が相次ぎ、結局、米国提案は採用されない形で総会に進めることになった。

4. トレーサビリティー／プロダクト・トレーシング (TR/PT) の検討

トレーサビリティー／プロダクト・トレーシングについては、昨年の本部会で検討がなされたが、リスク管理の視点から優先的に議論をすべき、他の目的 (消費者への情報提供等) の視点からも併せて議論すべき、との意見が対立した。このため、事務局がディスカッション・ペーパーを作成し、今次部会ではこれを基に以下のようないい議論がなされた。

(1) 定義

「定義、ガイドラインの作成を行うべき」(EU諸国)

「まずは、定義の作成を行うべき」(日本)

「定義の作成に限定すべき」(南ア、インドネシア)

「定義の作成は疑問」(米国、豪州、南米諸国等)

(2) 検討の視点

「食品の安全性の視点から検討すべき」(米国、豪州、NZ、南米諸国等)

「食品の安全性と消費者への情報提供等の両面から検討すべき」(日本、EU諸国等)

(3) 検討の進め方

「一般原則部会が、他の部会の動向も踏まえつつ主体的に検討を進めるべきである(日本、EU諸国等)

「既に、トレーサビリティ／プロダクト・トレーシングについてWGが設置されている
食品輸出入検査証明システム部会(CCFICS)の作業を支持」(米国、豪州、南
米諸国等)

このほか、実施可能性やコスト便益について考慮する必要性について開発途上国から強調がなされた。

結局、フランスがコーディネートするEメールを利用したワーキンググループを設置して定義に関する検討を行い、次回会合で検討することとなった。

5：国際政府間機関との協力のためのガイドライン

本作業は、第24回総会(01年)で開始が決定され、これを受けて事務局が手続きマニュアルにあるコーデックス基準等の作成のための統一手続の改正案を作成したが、昨年の本部会での議論の結果、手続きマニュアルの改訂ではなく、新たなガイドラインの作成を行うこととされた。今次部会では、事務局が作成したガイドライン案を基に議論がなされた。

同ガイドライン案は、①他の機関との共同規格等の策定、②他の機関をコーデックスの機関とみなして、コーデックス規格等の策定、③コーデックス規格等の原案作成段階での実質的な協力、の3パターンに分けて、各種手続き等が定められたものとなっている。

多くの国から「②はコーデックスの権限を他に委譲することから不適切、③は既に事実上、行われているものがあり、このガイドラインにあえて盛り込む必要はない等から、①のみをが①のみをベースに検討すべき」との提案がなされたが、時間的制約から十分に議論することができなかつたため、今回の議論を踏まえフランス事務局が修正案を提示し、次回会合でさらに検討することとなった。

6. コーデックスの評価報告書のフォローアップ及び今後の事業

第25回臨時総会で報告されたコーデックスの評価報告書のフォローアップの多くの部

分が一般原則部会で検討されることが予想され、第26回次期総会で認められれば、次期第19回CCGPは2003年11月に開催することとなった。また、次期通常の会議は、2004年5月に開催予定とされた。